

提 言

今後の公園の利活用のあり方について

～ “Play for all” をめざした

公園マネジメントのあり方について～

平成 20 年 11 月

神戸市公園緑地審議会

活用・運営部会

目 次

1. はじめに P. 1
2. 背景（公園を取り巻く潮流） P. 3
 - （1） 公園の役割と機能の変化
 - （2） 行政の役割と市民参画の変化
3. 公園の利活用と管理に係る現状と課題 P. 7
 - （1） 公園利活用の現状と課題
 - （2） 公園管理の現状と課題
 - （3） 課題解決の方向性
4. 求められる公園像 P. 13

“Play for all” を実現した公園
5. “Play for all” を実現した公園づくり P. 15
 - （1） 公園マネジメントのあり方
 - （2） 公園マネジメントを推進していく運営組織の考え方
 - （3） 進めていく上での留意点

<参考資料>

1. 神戸市公園緑地審議会規則 P. 26
2. 神戸市公園緑地審議会運営要領
3. 神戸市公園緑地審議会 活用・運営部会委員名簿
4. 審議経過
5. 公園マネジメントの参考事例

はじめに

都市における公園は、ヒートアイランド現象の緩和や都市景観に潤いを与えるとともに、市民に対し、憩い、レクリエーション、スポーツ、地域コミュニティ形成、地域の防災拠点など、貴重な都市空間を提供する重要な社会基盤のひとつである。

今後、ますます少子高齢化が進む中で、限られた予算を効率的・効果的に活用して、より多くの市民に安全かつ効果的に利用してもらえるように、適正な公園管理をしていく必要がある。

神戸市では、昭和 46 年のグリーンコウベ作戦に始まり、これまで都市の緑とオープンスペースの確保と多様な市民ニーズへの対応の観点から、公園を「つくる（整備）」とともに「まもる（管理）」ことに重点を置いてきた。

阪神・淡路大震災を契機に、公園の必要性が再認識されるとともに、公園で活躍する様々なボランティア団体が活性化し、公園の利用活性化に取り組みは始めている。一方、行政は、プレーパークや公園ミーティングなどを通じて様々なボランティアグループに対し、市民参加の場を提供するなど、「つくる（整備）」とともに「つかう（利用）」という視点を取り入れてきた。

これからは、「つかう（利用）」ということだけではなく、今ある公園をどのように「使いこなすか（利活用）」ということを考える時代に入ってきている。

このような背景を踏まえ、神戸市公園緑地審議会活用・運営部会では、これからの神戸の公園をどのように利活用していくかについて、既存施設を最大限活用することを前提としながら、地域まちづくりの中で、公園がどのように活かされているか、例えば、公園の利活用の度合いが地域まちづくりの成熟度の指標となるように、公園の存在価値を改めて捉えなおすという視点をも

って検討を行った。

具体的には、これまでの公園の「使われ方」にとらわれず、地域の財産として、市民が主体になって、より多くの市民が楽しく公園を「使いこなす（利活用）」それを「“Play for all “」と定義し、「“Play for all “」をめざして、どう利活用していくかについて検討を行った。

本提言では、これまでの「まもる（管理）」と「使いこなす（利活用）」の両方をつなぐものを『公園マネジメント（協働と参画のもとでの公園の運営）』（以下公園マネジメントと表記する）と位置づけ、植栽やフェンス、遊具、トイレ等の建築物などの物的管理だけにとどまらず、公園で管理運営に携わっている人々（プレーヤー；美緑花ボランティア、自治会、婦人会、老人会、子ども会、NPO、民間事業者、外郭団体、行政など）が多様化してきた中で管理・運営主体を誰が担うかということ、また、利用促進のための仕組みをどのようにつくっていくか、さらに、マネジメントを進める組織そのものをどのようにつくっていくかという人材育成や啓発等まで包含した新しい概念として定義する。

今後、**公園マネジメント**を一般的なPDCAサイクルの中で取り組みながら、公園に対するニーズの多様性や社会情勢の変化に柔軟に対応していくことで、神戸の公園がより多くの市民に利活用されること～“Play for all”～を期待するものである。

神戸市公園緑地審議会

活用・運営部会長 中瀬 勲

2. 背景（公園を取り巻く潮流）

（1）公園の役割と機能の変化

大気汚染や都市の生活環境の悪化が顕在化した高度経済成長期には、公園は、都市の緑とオープンスペースの確保という役割を担っていた。高度経済成長期の終わり頃から、レクリエーションやスポーツなど多様な市民ニーズに応えるため、公園に求められる役割や機能も多様化してきたが、公園は整備された時が完成ではなく、適切な管理を通じて時間とともに育成し価値を高めていく社会資本である。

公園を取り巻く現代社会は、地球温暖化などの環境問題が顕在化し、循環型社会、少子高齢化社会へ変化するとともに、協働と参画の時代への対応が求められている。

公園への多様化するニーズに対応して、例えば、ビオトープなど環境学習の場、落ち葉の堆肥化などリサイクル活動の場、野球場や陸上競技場、体育館などの健康づくりや生涯スポーツの場、プレーパークなどボランティア活動の場など公園の利活用も多様化している。

また、公園利用者からは、安全・安心を確保しつつ、公園の果たすべき役割や機能のさらなる多様化が期待されている。

本提言では、次頁の表にある伝統的に使われてきた公園緑地の存在効用と利用に伴う効用の各機能を複合的に機能させることにより、公園の利活用を通じて、地域が活性化していく仕組みづくりをめざしている。

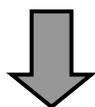
例えば、公園内に残された自然林で地域住民やNPO等が、学校での環境学習や総合的な学習の時間のリーダーとして、森の手入れをする里山活動などにより、環境保全機能や景観を形成する機能と合わせて、コミュニティ活動の場としての機能、文化活動の場としての機能を発揮させていく

ことなどが考えられる。

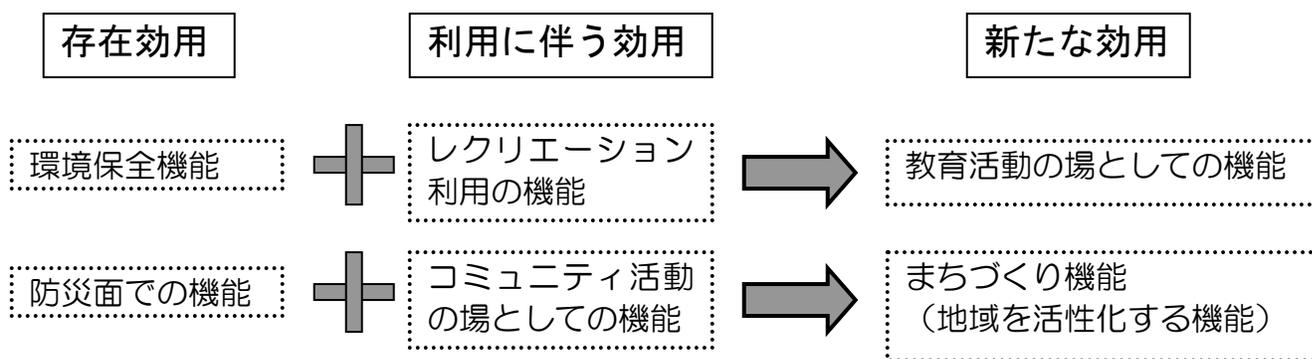
都市における公園緑地がもつ機能

| 区 分 | | 内 容 |
|-----------|---------------------------|---------------------|
| 存在効用 | 都市環境の改善 | 気温、日射、湿度、気流など気象の調整 |
| | | 騒音振動の防止 |
| | | 大気浄化 |
| | | 緑陰の提供 |
| 環境保全機能 | 野生動植物の生息生育環境の保全 | |
| | 生態系の保全 | |
| 防災面での機能 | 延焼防止などの防火機能 | |
| | 雨水の浸透による洪水の調節機能 | |
| | 災害時の避難場所、避難路、災害復旧拠点としての役割 | |
| 景観を形成する機能 | ゆとりとうるおいのある美しい都市景観の形成 | |
| | 地域の特徴ある景観の形成 | |
| 利用に伴う効用 | レクリエーション利用の機能 | 遊び、スポーツ、健康づくり、散策、休養 |
| | 文化活動の場としての機能 | 絵画、写真、音楽、茶道、生花等の活動 |
| | コミュニティ活動の場としての機能 | 市民祭り、交流・親睦イベント等 |

(出典：財団法人 公園緑地管理財団「公園管理ガイドブック」)



例えば、



(2) 行政の役割と市民参画の変化

公園の利活用の多様化に伴い、柔軟な公園管理が求められる中で、より一層の市民の参画が必要な時期にきている。

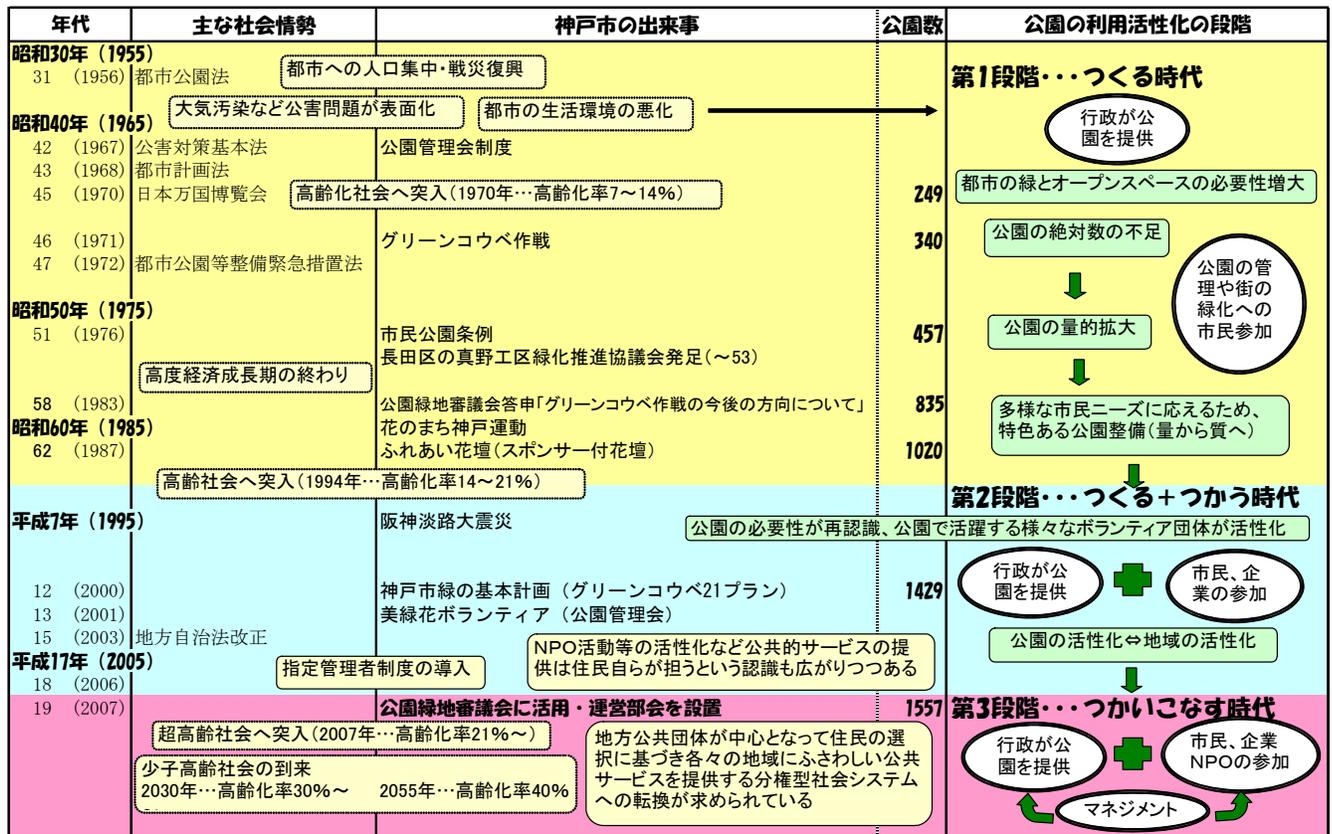
神戸市の公園についてみると、昭和 42 年に発足した公園管理会制度では、身近な公園の清掃などの日常的な維持管理業務について、周辺の住民及び住民組織により結成された公園管理会に委託していた。

阪神・淡路大震災を契機に、公園の計画段階から地域住民の参画によるワークショップが盛んに行われるようになり、完成後の管理運営についても公園管理会を結成してもらうという流れが出来ている。

平成 13 年度より、既存の公園管理会の活性化を図るとともに、多様なボランティア団体が参画できるように、清掃などの基本作業とは別にニーズに合わせて自主的に活動内容を選択できるように制度変更し、名称も「まちの美緑花ボランティア」へ変更した。

まちの美緑花ボランティア制度は、協働と参画の理念のもと、ボランティアの方々が、公園を地域の財産として地域のニーズに合わせて花づくりや多目的広場の利用調整など自主的に管理する制度であり、地域コミュニティの活性化と地域の公園として愛着を持ってもらうことを目的として定着している。

神戸市の公園における市民参画の流れ



まちの美緑花ボランティアの活動状況 (平成 19 年度末)

| 区名 | 東灘 | 灘 | 中央 | 兵庫 | 北 | 長田 | 須磨 | 垂水 | 西 | 合計 |
|---------|-----|----|----|----|-----|----|-----|-----|-----|------|
| 公園数 | 165 | 90 | 84 | 75 | 349 | 83 | 177 | 262 | 301 | 1586 |
| (身近な公園) | 154 | 77 | 64 | 69 | 295 | 79 | 155 | 235 | 284 | 1412 |
| (その他公園) | 11 | 13 | 20 | 6 | 54 | 4 | 22 | 27 | 17 | 174 |
| 活動公園数 | 101 | 78 | 46 | 61 | 239 | 67 | 88 | 121 | 159 | 960 |
| (身近な公園) | 96 | 72 | 42 | 58 | 218 | 66 | 82 | 115 | 152 | 901 |
| 割合% | 62 | 94 | 66 | 84 | 74 | 84 | 53 | 49 | 54 | 64 |
| (その他公園) | 5 | 6 | 4 | 3 | 21 | 1 | 6 | 6 | 7 | 59 |
| 割合% | 45 | 46 | 20 | 50 | 39 | 25 | 27 | 22 | 41 | 34 |
| 活動団体数 | 84 | 66 | 43 | 57 | 114 | 64 | 66 | 99 | 123 | 716 |

※身近な公園は、街区公園、近隣公園、地区公園の合計、その他公園は、総合公園、緑地等。

3. 公園の利活用と管理に係る現状と課題

(1) 公園利活用の現状と課題

<現状>

- ① 公園では、散歩や憩い、子どもたちの遊びの他、犬の散歩、バーベキューや花火、野球や少年サッカー教室などのスポーツ、将棋、お花見、プレーパークなどのレクリエーション利用、幼稚園の遠足や小学校の校外学習、移動図書館などの文化教育的利用、地域のお祭りや防災訓練、樹名札づくり、公園ミーティング※などのコミュニティ活動利用、他にもフリーマーケット、野良猫や鳩への餌やりなど多種多様な利用がされている。
- ② 一方で、美緑花ボランティアのように日頃から公園に関わる人がいない公園の中には、利用者が少ない公園もある。
- ③ また、地域活動の場となる施設や地域の歴史を刻むモニュメントを地元やNPO団体の手によって設置することで、公園を利活用したいという地域も存在する。

<課題>

- ① 利用の中には、例えば、バーベキューなど火気を使用する場合は、安全面だけでなく、煙の臭いが隣接住民の洗濯物に付くなど当事者は楽しいが、他の利用者等に不快な思いをさせる行為がある。
- ② 犬の糞を持ち帰らない飼い主や野良猫や鳩への餌やりをした後の片付けをしない人もいるため、糞害が問題になっている。
- ③ 公園利用のルールは、禁止事項の列挙にとどまっており、利用促進を視野に入れた明確なルールは存在しない。このため、同じ行為であっ

ても、周辺住民の理解が得られる場合とそうでない場合があり、公園によって様々な暗黙のルールが存在している。

- ④公園の多目的広場については、ゲートボールや少年野球など、独占利用のために自由な利用ができないという声がある一方で、占有して使いたいという声もある。
- ⑤利用者が少ない公園については、地域の関心が低く、美緑花ボランティアの結成が難しい。
- ⑥地域主体で設置する建築物などの公園施設については、公園の機能との整合や設置に関する地元（地域）合意の形成などに配慮しながら、その都度、個別に判断している。

※ 公園ミーティング

公園に関わる様々な人たち（美緑花ボランティア、子育てグループ、老人会、婦人会、スポーツ団体等）が身近な公園の活用について話し合ったり、活動を通じて交流を深め、公園を地域のコミュニティづくり、まちづくりの拠点にしていく活動。

(2) 公園管理の現状と課題

<現状>

- ① 街区公園などの身近な公園については、美緑花ボランティアの結成により地域主体に日常管理を行っている。有料公園等の大規模公園については、指定管理者による運営管理が行われ、それ以外の公園については、建設事務所が日常管理を行っている。
- ② 公園は、自由使用を原則としているが、多目的広場については、スポーツ利用などで全面的に使用する場合もあり、美緑花ボランティア等による利用調整が行われている公園もある。
- ③ 日頃から公園に関わる美緑花ボランティア等がない公園で、利用者が少ない公園については、草が茂る等荒れた状態も見受けられる。
- ④ 公園利用者のマナーに係る問題については、注意看板の設置によるマナー啓発を行っている。

<課題>

- ①美緑花ボランティアが結成され、公園を管理していてもメンバーが高齢化している団体もあり、メンバーの負担が大きく活動を継続できなくなるケースも見受けられる。
- ②美緑花ボランティアによる維持管理と利用管理がうまくいっている事例がある一方で、公園の管理面を重視するあまり、自由な利用が妨げられている場合も見受けられる。
- ③多目的広場は、スポーツ利用などの独占利用のニーズと自由使用のニーズの両面があり、限られた広場をどのようにすみ分けして利活用していくかということが課題となっている。

- ④美緑花ボランティアが結成されていない公園は、一般に公園への関心が低く、管理の不十分さが利用者の減少につながるケースが見受けられる。
- ⑤マナーに係る問題は、注意看板の設置だけでは解決できていないケースも見受けられる。

公園利活用トピック…『対処療法でなく、原因を取り除く地域の取り組み』

公園で野良猫に餌をあげる人がいるため、野良猫が増え、その結果、猫の糞の苦情が多くなり、地域で地域の猫として公園で猫の世話をする人を7～8人募り、1日1回餌をあげるのと後片付けもするようにした。また、野良猫を見つけたら、すべて去勢手術して、耳に印（カット）をしてわかるようにした。

さらに、地域（20町）のうち、一つの町で飼い猫の全世帯調査を行い、飼い主には、マナー啓発とともに飼い猫に着けるかわいい迷子札を配布した。その結果、野良猫が増えず、地域で猫の糞の苦情がなくなった。

(3) 課題解決の方向性

公園での多様な利用にもそれぞれプラス面とマイナス面があること、また、多目的広場のように独占利用と自由使用が競合しているなど、これらの課題を解決していく公園管理のあり方としては、これまでの管理に加えて利用に係る管理にも力を入れていくことが必要である。その際、前頁のトピックにもあるように行政主導ではなく、日常の公園利用に係る課題を地域によって解決できるように行政がどのように支援していくかという視点が必要である。

① 地域による課題解決

これから公園の利活用を進め、より多くの人々が快適に公園を使えるようにしていくには、次ページの図にもあるように、地域で多様な利用のプラス面とマイナス面を調整していく必要がある。

② 地域による課題解決力の強化

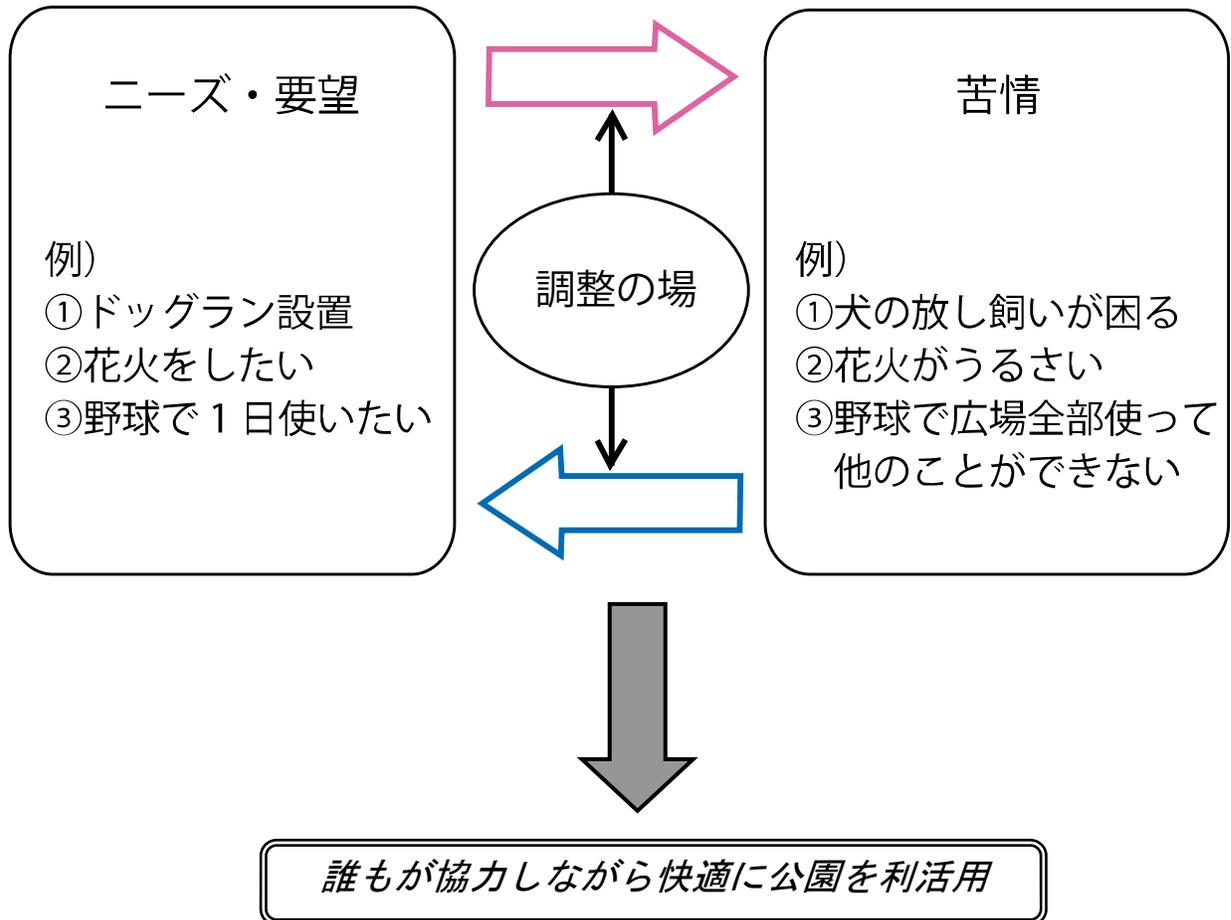
神戸市では、公園管理の担い手として、美緑花ボランティアが多くの公園で活躍している。このため、美緑花ボランティアが結成されている公園については、美緑花ボランティアのメンバーが高齢化していく中で、美緑花ボランティア活動がさらにうまくステップアップしていくためにも、地域での人材育成・確保に努めることが必要である。

また、美緑花ボランティアがいない公園については、担い手の一つとして美緑花ボランティアを結成することは有効である。

③ 地域横断的な利活用

これまで公園の誘致圏に基づき公園を配置してきたが、市域にはまだ配置できていない地域もある。さらに、公園施設についても、多目的広場など、一部の公園にしかないといった状況もある。こういった状況のもと、多様なニーズに対応していくには、公園の誘致圏にとらわれず、地

域を越えた公園の利活用を検討していく必要がある。一方で、地域間での利活用を調整していくような人材の確保も必要になってくる。



課題解決の方向性のイメージ

4. 求められる公園像

“Play for all” を実現した公園

“Play for all” を実現した公園とは、「より多くの人々が、より多くの目的で、使う公園」ということで、そのためには、これまでの「公園はこんな利用をする場所」という既成概念にとらわれず、多様なニーズに対応する方法を考えることが必要である。

① 生活文化施設

公園の役割を考えるにあたり、今後ますます地域コミュニティが重要視されていく中で、地域社会における新しいライフスタイルや生きがいを生み出す場所であるとともに、地域の魅力を高める生活文化施設として公園を利活用していく視点が必要である。例えば、区民センター等の室内で行われる各種講習会や文化活動などのようにこれまで屋外利用の発想がないものでも、新たなニーズとして公園に受け入れていくなどである。

② 他施設との連携

少年野球等のスポーツのように、多目的広場だけでなく小学校等のグラウンドでも対応可能なニーズは、他施設との連携を前提に機能分担を図ることで、より多くの人々が公園を利活用できるようにしていく視点も必要である。

③ 公園の役割分担

これらの視点をもとに、さらに、規模や形状、立地条件等が様々である公園の特性を踏まえて、地域の中で各々の公園の役割を明確し、多様なニーズに対応する方法を考えることが必要である。

④ 公園マネジメントの構築

“Play for all” を実現する上で最も重要なこととして、地域の中で地域の

財産として公園がどのような役割を果たすのかを地域とともに考え、公園の潜在的魅力を発掘するとともに、新しい価値を付与し、継続的に改善を進めていくという“公園マネジメント”※が必要である。

“Play for all”を実現した公園とは…

一言で表すと「より多くの人々が、より多くの目的で、使う公園」となるが、具体的には、以下の3つの要素を含む公園をイメージしたもの。

- 利用者のあり方…他人への配慮を前提に誰もが気持ちよく利活用する
- 空間のあり方…多様なニーズに合わせた柔軟なすみわけ、機能分担ができています
- 組織のあり方…地域まちづくりの中での組織づくりができています

※公園マネジメント

P.15で説明

5. “Play for all” を実現した公園づくり

公園に対するニーズの多様性や社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、誰もが楽しめるようにしていくために、**公園マネジメント**による、“Play for all” を実現した公園づくりを進めていくべきである。

(1) 公園マネジメントのあり方

一般にマネジメントというと、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)を繰り返し、継続的に改善を進めることである。

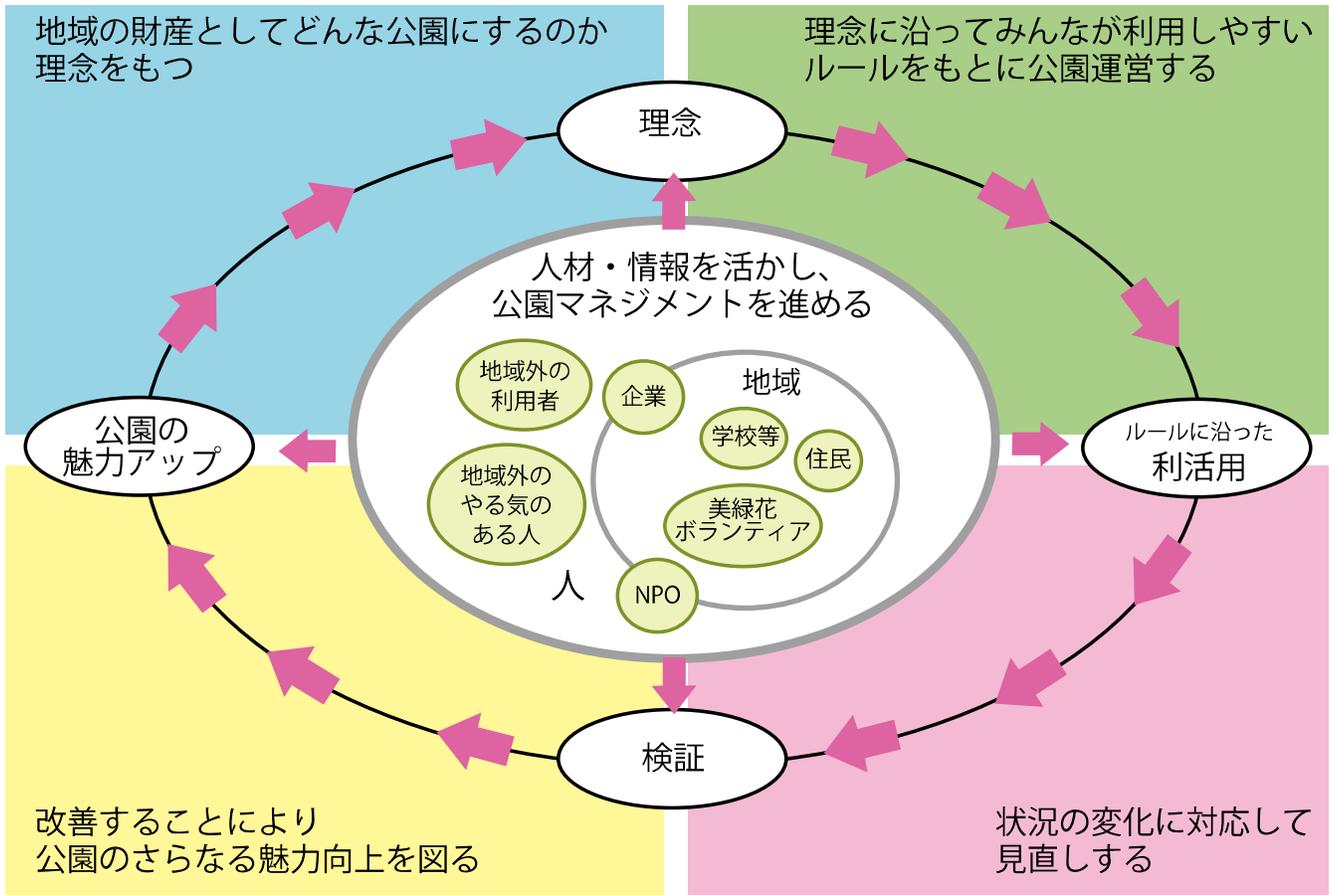
この考え方を公園に適用する場合、公園の規模や公園管理の現状により、**公園マネジメント**の進め方が異なることから、**公園マネジメント**のあり方について以下のように提案する。

なお、有料公園等の指定管理者が運営している公園では、個別に**公園マネジメント**に取り組まれているが、本提言を参考にして、さらに発展させていくことが望ましい。

公園マネジメント（協働と参画のもとでの公園の運営）とは…

これまでの「まもる（管理）」と「使いこなす（利活用）」の両方をつなぐものとして、以下の要素をすべて包含する新たな概念として、本提言で定義したものである。

- 植栽やフェンス、遊具、トイレ等の建築物などの物的管理
- 公園で管理運営に携わっている人々（プレーヤー；美緑花ボランティア、自治会、婦人会、老人会、子ども会、NPO、民間事業者、外郭団体、行政など）が多様化してきた中で管理運営主体を誰が担うか
- 公園を利活用していくためのルールをどのように設定していくか
- マネジメントを進める組織そのものをどのようにつくっていくか



公園利用活性化のためのマネジメントサイクル

①地域の財産としてどんな公園にするのか明確な理念をもつ〈Plan〉

〈基本的な考え方〉

- ア. **公園マネジメント**の構築にあたり、ニーズの把握や地域意見の集約が必要である。
- イ. 公園の規模や公園管理の現状、利用実態に配慮しながら、公園の周辺状況などに合わせて、子どもから高齢者まで様々な人が楽しめるよう地域のなかでその公園の役割を考える。
- ウ. 安全・安心・防犯に配慮しながら、現状の使われ方や、公園の形状や地形的な特色を活かした利活用の方法を考える。
- エ. 上記ア、イ、ウを踏まえた公園像を地域で考える。

〈実施にあたっての留意点〉

- ア. 市民の日常的な利用が想定される身近な公園については、地域の財産としてどのような公園にしたいかを話し合う公園ミーティング等の機会を設け、地域のニーズの把握や意見集約に努める。
- イ. 市民が休日などに利用する比較的大きな公園については、地域ニーズだけでなく地域横断的なニーズを担うような公園をめざすとともに、利活用にあたっては地域住民にも配慮しながら検討する必要がある。

(どのような公園にしたいかの例)

市民文化の育まれる公園、コミュニティを育む公園、体験型自然学習のできる公園（緑地の活用）、自転車の乗り方を教えてくれる公園、妊婦がゆっくりできる公園、幼稚園・保育園の散歩ができる公園、すべての子どもが楽しめる公園、体力づくりのできる公園、癒される公園、園芸療法ができる公園、心身ともにリハビリできる公園、青空ダンス教室ができる公園、子どもが原風景を得られる公園（公園で遊んだ子どもが将来自分の子どもを連れてまた公園を利用するような公園）など

②理念に沿ってみんなが利用しやすいルールを基に公園運営する〈Do〉

〈基本的な考え方〉

- ア. みんなが利用しやすい公園運営を地域で考えることにより、地域の公園であるとの意識を高め、自分達で責任を持ってお互いに納得しやすい利用をめざす。
- イ. 市民が休日などに利用する比較的大きな公園については、地域横断的なニーズを担うような公園をめざし、運営主体として、地域のほか、民間事業者やNPO団体等も考える。
- ウ. 時間帯や曜日の区分け、公園内のエリア分けなどにより、利用のすみわけを考慮するとともに、公園の隣接住民等への迷惑にも配慮する。
- エ. 公園の利活用については、受益と負担の観点から、利用内容によっては、適正な負担を求めることも検討する。

〈実施にあたっての留意点〉

- ア. 市民の日常的な利用が想定される身近な公園については、地域の財産として、公園の管理運営を地域住民とともに進めていくことが大切である。
- イ. 地域横断的なニーズを担うような公園の利活用にあたっては、地域外からの利用が想定されるため、路上駐車対策など地域住民への迷惑にも配慮しながら検討する必要がある。
- ウ. 地域横断的なニーズを担うような公園については、公園の規模や公園施設の状況により、複数の運営主体が関わる場合もあるため、エリアや責任分担などを明確にする必要がある。

- エ. 公園の多目的広場については、子どもから高齢者まで各年齢層に対応した多様なニーズに対応できるよう公平性に配慮した運営が必要である。特に、休日はスポーツ等の独占利用と親子で遊ぶなどの自由使用とが競合するため、両者のバランスに配慮しながら利用活性化を図るためのルールをつくり運営していくことが望まれる。
- オ. 公園の規模や地域の実情により、様々な利活用が考えられるため、地域特性を活かすためにも、どこまで地域が責任を持って関わっていけるか責任の所在を明確にするなど利活用における基本的な考え方を示す必要がある。
- カ. 美緑花ボランティアが活動している公園については、現在活動しているボランティアの活動内容や熟度に合わせながら、よりよい管理運営に移行していくように努めるべきである。

③状況の変化に対応して見直しする<Check>

<基本的な考え方>

- ア. みんなでつくったルールを運用していく中で、運営方法が硬直化しないように運営方法への助言がもらえる外部アドバイザー等の導入により、よりよい運営を模索していく必要がある。
- イ. ニーズの変化について常に把握し、改善していけるように、定期的に見直しする仕組みを取り入れていく必要がある。
- ウ. 運営主体自らが、運営方法を見直すよう心掛けていくことが大切である。

<実施にあたっての留意点>

- ア. 利用者や地域住民の意見を反映していくことが求められる。
- イ. 美緑花ボランティア等公園運営に関わるボランティア団体が、他団体の活動状況や運営方法について情報交換できるような活動発表会や交流会を開催することも、活動団体が自ら運営方法を見直す機会として有効である。
- ウ. 身近な公園で地域主体の運営をめざす場合の外部アドバイザーについては、地域がよりよい運営をしていけるように地域に入って助言をするなどの役割が必要である。
- エ. 複数の地域に共通する課題を解決していく場合や基本的なルールを見直す場合には、幅広い視野から専門家の意見を聴くための、例えば、神戸市公園緑地審議会活用・運営部会などからのアドバイザーを検討していくことが有効である。
- オ. みんなでルールをつくり運営していく際に、あらかじめ、見直しする期間を定めておくことが望まれる。

④改善することにより公園のさらなる魅力向上を図る<Action>

<基本的な考え方>

- ア. 今あるニーズを活かしながら、新しいニーズにも対応していくための運営方法の改善が公園のさらなる魅力向上につながる。

<実施にあたっての留意点>

- ア. 公園マネジメントコンクールなどの評価の仕組みをつくり、先進事例となるような公園マネジメントに取り組んでいる運営主体の紹介や表彰することにより、モチベーションを上げるような方策の検討も必要である。

(2) 公園マネジメントを推進していく運営組織の考え方

公園マネジメントを進めていくには、推進していく体制（運営組織）が重要である。また、多様なニーズに対応した運営をするには、より多くの情報の活用が必要になる。そこで、以下に人材・情報を活かし、**公園マネジメント**を推進していく運営組織の考え方を提案する。

<基本的な考え方>

- ア. 運営主体については、公園の規模や地域の実情にあった運営主体を検討し、行政との役割分担を明確にする。
- イ. 美緑花ボランティアなど既存の運営主体のステップアップを図るため、地域の高齢者や地域外のやる気のある人など、今ある人材を活用する。
- ウ. 人材育成の観点から、日常的な運営主体になれなくても、イベント実施時に臨時で運営を手伝うなど公園に関わる多様な人材を増やすことが必要である。
- エ. 多様なニーズに対応するため、他分野や他施設との連携が必要である。
- オ. **公園マネジメント**に関して、情報収集、情報共有・蓄積、情報発信が大切であり、その機能を検討する。

<実施にあたっての留意点>

- ア. 美緑花ボランティア等の運営主体の結成から、よりよい運営方法の構築に至るまで、地域住民やNPO等の団体、他施設の運営者、企業、行政との橋渡しを担うコーディネーターが必要である。
- イ. 地域の若者が有給でコーディネーターを担うなど新たな職能として検討していく必要がある。

- ウ. 小学校の副読本や総合的な学習の時間など教育との連携や、福祉との連携など他の分野と積極的に連携を図っていく。
- エ. 企業や大学との連携や、地域の幼稚園や児童館等との連携など他施設との連携を図ることにより魅力向上の相乗効果を図る。
- オ. 情報発信については、紙媒体を主体としつつも、ホームページやブログなども活用し、様々な手段で活動内容などを発信する。
- カ. **公園マネジメント**のデータベース化やノウハウの蓄積をマネジメントサイクルの各段階で行う。
- キ. 新しいニーズの収集など、アンケートやブログなどを活用し、今何が求められているのか、活動についての感想などと併せて情報を集める。
- ク. 利用者の視点にたち、利用者が地域の公園と地域横断的なニーズを担うような公園を使い分けしやすいように情報提供することが必要である。
- ケ. 市民が自由に利用できる企業の保有地や大学のキャンパスなど公園以外の情報提供も必要である。
- コ. 公園ミーティングなどを通じて、地域住民やNPO等の団体、近隣の大学の学生や企業市民が交流し、公園に関わる人的ネットワークを形成していくことが大切である。

(3) 進めていく上での留意点

公園マネジメントをより効果的に進めていけるよう、以下の点に留意する必要がある。

- ① 多様なニーズに対応するために既存施設を最大限活用すべきである。
- ② 地域主体で利活用していくための基本ルールをつくり、地域の裁量の範囲を明確にすべきである。
また、基本的な考え方を示すにあたっては、市民意見を聴く機会を設けるべきである。
- ③ 地域に開かれ、地域とともに育む公園マネジメントを追求するため、美緑花ボランティアのステップアップについては、現在活動しているボランティアのモチベーションを下げないような取組みをしていくべきである。

< 参考資料 >

1. 神戸市公園緑地審議会規則
2. 神戸市公園緑地審議会運営要領
3. 神戸市公園緑地審議会 活用・運営部会委員名簿
4. 審議経過
5. 参考事例

1. 神戸市公園緑地審議会規則

昭和 57 年 7 月 1 日
規則第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 市会議員

(4) 関係行政機関の職員

2 学識経験者及び市民のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 市会議員及び関係行政機関の職員のうちから委嘱される委員の任期は、当該職にある期間とする。

5 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要のあると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、次条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 2 項、第 5 条及び前条の規定は部会について準用する。

(風致地区内建築等審査部会)

第8条 審議会に、風致地区内建築等審査部会を置く。

- 2 風致地区内建築等審査部会は、風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年4月条例第32号)第7条第3項の規定により審議会が市長から意見を聴かれる事項のうち審議会が全体の議決を経る必要がないと認めるものについて調査審議する。
- 3 前項に規定する事項については、風致地区内建築等審査部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 風致地区内建築等審査部会が議決を行ったときは、風致地区内建築等審査部会長は、次の審議会の会議においてこれを審議会に報告しなければならない。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に、幹事及び書記若干名を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて、審議会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 書記は、幹事の命を受けて、審議会及び部会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年7月5日から施行する。
(風致地区内建築等審議会規則の廃止)
- 2 神戸市風致地区内建築等審議会規則(昭和46年4月規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成8年4月1日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月7日規則第12号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

2. 神戸市公園緑地審議会運営要領

平成 19 年 5 月 24 日
神戸市公園緑地審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）規則第 11 条の規定に基づき、審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 審議会に、審議会規則第 8 条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、計画・緑化部会及び活用・運営部会を置くものとする。

(部会の内容)

第 3 条 前条に規定する計画・緑化部会は、神戸市における公園・緑地及び都市緑化等に関する計画・施策について調査・検討・審議する。

2 前条に規定する活用・運営部会は、神戸市の公園・緑地の活用や、管理運営に関することについて調査・検討・審議する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 5 月 24 日から施行する。

3. 神戸市公園緑地審議会 活用・運営部会委員名簿

| 氏 名 | 分 野 | 役 職 |
|------------|------------|----------------------|
| (学識経験者) 6人 | | |
| ◎ 中瀬 勲 | 造園(マネジメント) | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授 |
| 安田 丑作 | 建築、都市計画 | 神戸大学大学院工学研究科 教授 |
| 荏原 明則 | 法律 | 関西学院大学大学院 司法研究科 教授 |
| 梶木 典子 | 子育て | 神戸女子大学 家政学部 准教授 |
| 高崎 邦子 | 広報、マーケティング | JTB西日本 広報室長 |
| 楨村 久子 | 社会学、造園 | 京都女子大学 現代社会学部 教授 |
| 小浦 久子 | 都市計画 | 大阪大学大学院工学研究科 准教授 |
| (市民) 3人 | | |
| 計谷 和明 | 経済団体 | 神戸商工会議所 理事・事務局長 |
| 藤原 礼子 | 婦人団体 | 神戸市婦人団体協議会 理事 |
| マスダ マキコ | 市民団体 | ドングリネット神戸 代表 |

* 氏名欄の◎は部会長、順不同

* 学識経験者および市民委員の任期は、平成21年3月31日まで(規則第3条第2項)

* 安田委員は、平成20年4月30日付で退任し、5月1日より小浦委員が後任

4. 審議経過

| 開催日・会場 | 活用・運営部会 | 検討内容 |
|------------------------------------|-------------|---------------------------------------|
| 平成19年11月8日 神戸市役所4号館B1階40B1会議室 | 第1回 活用・運営部会 | 現状と課題について |
| 平成19年12月26日 神戸市役所1号館14階1141会議室 | 第2回 活用・運営部会 | “Play for all “をめざした利用活性化を図るための視点について |
| 平成20年2月6日 神戸市役所1号館21階みなと総局第1会議室 | 第3回 活用・運営部会 | 公園マネジメントの基本方針について |
| 平成20年3月13日 神戸市役所1号館14階大会議室 | 第4回 活用・運営部会 | 基本方針に沿った具体的方策と今後の展開について |
| 平成20年7月17日 神戸市役所3号館5階3051会議室 | 第5回 活用・運営部会 | 提言（案）について |

5. 公園マネジメントの参考事例

公園マネジメントを構築していく上で、参考となるポイントを事例として示したものである。

凡例)

- ①公園種別、②面積、③所在地、
④事例概要、⑤参考ポイント

<街区公園>

● パークコミュニティ・タウン（グリーン藤原台）

- ①街区公園 15箇所 ②全体で 38,000 m² ③北区藤原台北町、中町、南町他

| 公園名 | 種別 | 面積 (m ²) | 所在地 |
|-------|------|----------------------|--------------|
| 西山緑地 | 都市緑地 | 2,900 | 北区藤原台北町 4 丁目 |
| 岡ノ谷公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台北町 6 丁目 |
| 宮ノ前公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台北町 6 丁目 |
| 梅ノ谷公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台北町 3 丁目 |
| 大池谷公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台北町 4 丁目 |
| 五本松公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台中町 2 丁目 |
| 渡り尾公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台中町 3 丁目 |
| 上下谷公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台中町 6 丁目 |
| 柵の上公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台中町 7 丁目 |
| 柵の中公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台中町 7 丁目 |
| 十五谷公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台南町 1 丁目 |
| 西の内公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台南町 2 丁目 |
| 走り折公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台南町 4 丁目 |
| 大沢作公園 | 街区 | 2,500 | 北区藤原台南町 5 丁目 |
| 向井垣公園 | 街区 | 2,600 | 北区柳谷字向井垣 |

- ④パークコミュニティ・タウンとは、地域の人々が、公園を地域コミュニティの中心的施設としてとらえ、様々な公園の使い方を通じて、ひとつづくりを進めながら、人々の交流を深め、良好なコミュニティを形成しながら、住民主体で、美しく・住みやすいまちづくりに取り組む地域をいう。

藤原台連合自治会を母体として、地区内の 15 街区公園について美緑花ボランティアを結成し、全体の活動を統括し、連絡調整を行う「グリーン藤原台本部」、その下で、藤原台北町、中町、南町の町単位で、具体的な活動計画を立案し、実施する「グリーン藤原台きた」「グリーン藤原台なか」「グリーン藤原台みなみ」がある。

日常管理は街区公園であるが、さくら祭りなどの地域イベントを地域内の藤原山公園(地区 109,060 m²)、柳谷公園(近隣 20,029 m²)、栗ノ木谷公園(近隣 20,000 m²) を活用して実施している。

- ⑤地域の公園を地域全体で使い分けしながら利活用

<近隣公園>

● 川井公園

- ①近隣公園 ②10,760㎡ ③東灘区魚崎北町2丁目
- ④防災福祉コミュニティと連携した防災訓練の実施や、地域の連合婦人会と連携して東灘区のお祭り（兎原の盆）の開催、隣接自治会館との連携、市民花壇など地域の拠点となるような活動を行っている。
- ⑤公園を核とした様々な活動団体との連携

● 六甲風の郷公園（六甲道駅北公園）

- ①近隣公園 ②8,000㎡ ③灘区六甲町1・2丁目
- ④公園ができる前から、美緑花ボランティア（六甲道駅北地区公園管理 風の郷会）を結成し、自分たちの地域でどのような公園にしたいか考えてきた。「みんなで公園を見守りたい」をモットーに、地域全体が公園に関心を持ち、誰もが気軽に参加できる活動をめざし、広報に力を入れるとともに、スタッフ各々が「できるときに、できることをやる」自立した活動に取り組んでいる。
- ⑤地域の公園として機能、自立した美緑花ボランティア活動を展開

● 滝ヶ谷公園

- ①近隣公園 ②27,087㎡ ③須磨区神の谷3丁目
- ④美緑花ボランティア活動として、公園の魅力アップと地域交流を目的に、広場の芝生張りを地域の方々に呼びかけて行ったり、隣接児童館と連携して樹名札つけなどの活動を行っている。また、年4回ニュースを発行して公園に2箇所掲示するとともに、ホームページも開設している。
- ⑤近隣施設との連携（児童館との連携）、情報発信（紙とインターネット）

● 矢元台公園

- ①近隣公園 ②21,145㎡ ③垂水区狩口台2丁目
- ④美緑花ボランティア活動は、昭和46年の発足時以来、会長はじめメンバーのほとんどが変わっていないが、昭和48年頃から公園内のゴミ箱を撤去し、いち早くゴミの持ち帰り運動を推進してきた。クレマチスの花を少しずつ植栽しながら地域交流の「クレマチスマつり」を開催するなど会の結束力・行動力を発揮している。
- ⑤活動の継続性

● 春日台公園

- ①近隣公園 ②78,032㎡ ③西区春日台9丁目
- ④美緑花ボランティア活動の一環で、公園内の自然林で森林育成の間伐をするにあたり兵庫県の助成金をもらって活動している。
- ⑤活動資金の調達

<地区公園>

● 諏訪山公園

- ①地区公園 ②42,610㎡ ③中央区山本通5丁目、諏訪山町
- ④美緑花ボランティアや日常利用している地域住民、子育て世代のお母さんたちやプレーパークを実施しているボランティア等が一同に会し、情報交換と様々な問題解決の場とするためワークショップを行い、公園を中心とした新たなコミュニティの形成と子育て支援、公園の活性化をめざした公園ミーティングを開催し、神戸山手大学・神戸山手短期大学との連携やイベント実施など公園の魅力アップに取り組んでいる。
- ⑤公園ミーティングによる問題解決と魅力アップ、近隣施設との連携（大学との連携）

● 会下山公園

- ①地区公園 ②65,985㎡ ③兵庫区会下山町1～3丁目
- ④会下山公園は、3つの美緑花ボランティアが活動しており、地域の方々と協力して「会下山公園を考える会」を結成し、昔からの桜の名所として復活させるために、協同で、桜の苗木の植栽や樹木の剪定などを行う「桜の園づくり」として年1回イベントを行っている。また、個別にプレーパークや地域猫の問題に取り組んでいる。
- ⑤公園ミーティングによる様々な活動団体との連携、問題解決と魅力アップ

● 西代蓮池公園

- ①地区公園 ②34,221㎡ ③長田区御船通5丁目、大谷町1丁目他
- ④多目的広場の利用調整について、行政がコーディネーター役になり、地域住民やスポーツ利用団体の代表者も交えた運営協議会を立ち上げ、年間を通じた利用調整や利用上の問題解決を行っている。今後は、行政以外のコーディネーターを担う人材育成が課題。
- ⑤地域住民と利用団体と行政による運営協議会方式の利用調整

<総合公園>

● 離宮公園

- ①総合公園 ②826,485 m² ③須磨区東須磨、水野町及び若木町4丁目
- ④平成18年4月より(財)神戸市公園緑化協会が指定管理者となっている。
近隣の神戸女子大学とキャンパス・パーク連携(CP連携)事業として平成18年12月22日に覚書を締結し、施設の相互利用、共同研究、イベント等の協働開催に取り組んでいる。
- ⑤近隣施設との連携(大学との連携)

● 北神戸田園スポーツ公園

- ①総合公園 ②159,720 m² ③北区有野町二郎及び八多
- ④平成18年4月より神戸電鉄株式会社が指定管理者となっている。平成18年8月31日にNPO北神戸田園ボランティアネットと覚書を締結し、「里山景観維持プロジェクト」として、公園内の田畑の維持、森林、竹林整備、ビオトープ再生や「環境学習」として、農作業体験、トライやるウィーク受け入れ等の他に、住民の交流促進のためのイベントの企画、立案やコーディネート、市民活動支援を行っている。
- ⑤NPOとの連携